

緊急事態宣言が終了することを踏まえ、基本的対処方針の着実な実施と所管団体及び独立行政法人等への周知をお願いするものです。

事 務 連 絡

令和3年3月18日

新型コロナウイルス感染症対策本部幹事会構成員 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の終了について

新型コロナウイルス感染症対策に関して、本日、緊急事態措置を実施すべき期間とされている3月21日をもって、緊急事態が終了するとともに、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条6項の規定に基づき、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）が別紙1及び2のとおり変更されました。

基本的対処方針では、国及び自治体において、「緊急事態宣言解除後の新型コロナウイルス感染症への対応」（参考1）を踏まえ、「社会経済活動を継続しつつ、再度の感染拡大を防止し、重症者・死亡者の発生を可能な限り抑制するための取組を進めていくこととする」とされているところです。

各府省庁におかれましては、基本的対処方針に基づき新型コロナウイルス感染症対策を着実に実施していただくとともに、所管団体及び独立行政法人等への周知を図る等の対応をお願いします。

（別紙1）新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の終了

（別紙2）新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

令和2年3月28日（令和3年3月18日変更）

（参考1）緊急事態宣言解除後の新型コロナウイルス感染症への対応

（参考2）緊急事態宣言解除後の新型コロナウイルス感染症への対応（概要）

【本件問合せ先】

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

担当者：八重樫、重友、神前、倉田、北村、岩熊、山口、石岡

TEL：03-6257-1309

MAIL: reo.yaegashi.c8s@cas.go.jp
kazuaki.shigetomo.c9f@cas.go.jp
yuji.kozaki.f7j@cas.go.jp
hirofumi.kurata.v5j@cas.go.jp
shingo.kitamura.h6a@cas.go.jp
daichi.iwakuma.x9m@cas.go.jp
hirokazu.yamaguchi.v5v@cas.go.jp
takeaki.ishioka.k6n@cas.go.jp

別紙 1

新型コロナウイルス感染症緊急事態の終了

令和 3 年 3 月 18 日
新型コロナウイルス感染症
対 策 本 部 長

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 32 条第 1 項の規定に基づき、令和 3 年 1 月 7 日、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言をしたところであるが、緊急事態措置を実施すべき期間とされている同年 3 月 21 日をもって、緊急事態が終了する旨を公示する。